

富里市立富里幼稚園預かり保育運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、富里市立富里幼稚園で実施する預かり保育事業に係る受託者を公募により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

幼稚園の教育課程に係る教育時間外において、園児の預かり保育事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 富里市立富里幼稚園預かり保育運営業務
- (2) 業務内容 別添「富里市立富里幼稚園預かり保育運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザルによる随意契約
- (5) 予定価格 年額16,543千円
 - ア 業務期間については、債務負担行為を設定済である。
 - イ 本業務は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約の締結に当たり消費税は非課税となる。

3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 令和5年度富里市入札参加業者資格者名簿の委託業者の業種大分類「介護・保育」に該当し、業種中分類「保育業務」に登録のある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 富里市又は千葉県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の利益となる行動を行うものでないこと。
- (8) 過去3年間（令和2年度～令和4年度）で、千葉県内及び他都道府県の自治体において、継続して1年以上の保育業務実績を有すること。

4 スケジュール

実施内容	実施期間及び期日
参加申込書等受付期間 (実施要領、仕様書等提示)	令和6年1月31日（水）午前9時 ～令和6年2月13日（火）午後5時
質問受付期間	令和6年1月31日（水）午前9時 ～令和6年2月6日（火）午後5時
質問への回答期限	令和6年2月7日（水）午後5時
参加決定通知送付 ※	令和6年2月15日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年2月19日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション 及びヒアリング）の実施	令和6年3月1日（金）（予定）
選定結果の通知	令和6年3月上旬

※参加資格の確認後、参加決定通知と併せて、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日の通知を予定しております。

5 参加手続方法

本業務に係る企画提案に参加する事業者は、下記のとおり関係書類を提出すること。なお、参加申込書兼誓約書（様式1）を提出した後、参加を辞退する場合には速やかに持参又は郵送により、参加辞退届（様式2）を令和6年2月19日（月）午後5時までに提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書兼誓約書（様式1）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時まで

(4) 提出方法 下記提出場所に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。ただし、提出

期限までに必着)による。なお、提出の際は、事前に子育て支援課に電話連絡すること。

- (5) 場 所 〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1
富里市健康福祉部子育て支援課幼保連携班 Tel:0476-93-1174(直通)

6 内容に関する質問及び回答

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。なお、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年1月31日(水)午前9時から令和6年2月6日(火)午後5時まで

(2) 提出書類及び提出方法

質問書(様式3)により電子メール又はFAXのみ受け付ける。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

なお、質問書の提出後は、子育て支援課に電話で到達の確認を行うこと。

富里市健康福祉部子育て支援課幼保連携班

Tel:0476-93-1174 Fax:0476-93-2422 E-mail:kosodate@city.tomisato.lg.jp

(3) 回答方法

令和6年2月7日(水)午後5時までに、市公式ホームページに回答を掲載する。質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書等の提出書類、提出期限等

プロポーザル及びヒアリングに参加する事業者は、下記のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル提案書(様式4)
- ② 事業者概要(様式5) ※会社パンフレット等も提出すること
- ③ 業務実績書(様式6)
- ④ 業務実施体制(様式7)
- ⑤ 企画提案書 ※下記(6)~(7)参照
- ⑥ 見積書及び見積内訳書(様式8)(単年度毎に作成し、支出する費目及び金額を内訳明細書に記載すること)

(2) 提出部数 各11部(正本1部、副本10部)

(3) 提出期限 令和6年2月19日(月)午後5時まで

(4) 提出方法

下記提出場所に直接持参又は郵送(書留郵便に限る。ただし、提出期限までに

必着)による。なお、提出の際は、事前に子育て支援課に電話連絡すること。
また、期限までに関係書類の提出がなかった場合も、参加辞退とみなす。

(5) 提出場所

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1

富里市健康福祉部子育て支援課幼保連携班 Tel:0476-93-1174(直通)

(6) 企画提案書の書式等

用紙の大きさはA4判(A3判折込可)横書き、左とじ(ダブルクリップ留め)とし印刷したもの(両面印刷可)を提出する。枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。企画提案書に用いる文字サイズは原則10.5ポイント以上とし、専門用語や略語には、注釈を付すこと。書類作成に関する言語は日本語を用い、通貨は日本円とする。なお、文字、図表等は白黒・カラーを問わない。また、提案書の表紙には事業者名を記載すること。

(7) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、仕様書に基づき、任意様式にて作成すること。その際、下記の内容については、必ず記載すること。

- ① 本事業の基本的考え方
- ② 実施体制(業務従事者の資格や実績も記載すること)
- ③ 事業内容(追加提案も含む)

(8) その他

書類提出後、提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。提出された提案書等は返却しない。なお、提案書等については、必要に応じて複製する場合がある。

8 業者の選定等

委託業者の選定については、下記のとおりとする。

(1) 選定方法

富里市立富里幼稚園預かり保育運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、プロポーザル審査基準に規定する評価項目の審査を行い、合計点数が最も高い事業者を本業務の委託業者として選定する。なお、複数の事業者が同点で並んだ場合は、委員の多数決で決することとし、同数のときは委員長の決するところによる。審査については、委託業者を公正かつ適正に選定するために、企画提案書等の書類審査のほか、事業者からの企画提案内容に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価項目及び審査方法

評価項目については下記のとおり。選定委員会が各提案についてそれぞれ審査を行う。審査方法は、書類・プレゼンテーション・見積価格を総合的に判断

し、評価項目毎の評価点数を採点し、各委員の合計点数により行う。

- ① 管理運営に当たっての基本方針
- ② 法人の組織体制
- ③ 法人の事業実績
- ④ 経営の安定性と継続性
- ⑤ 保育運営の希望理由
- ⑥ 保育理念・方針・目標
- ⑦ 人員配置計画
- ⑧ 運営内容の工夫
- ⑨ 緊急時・苦情処理の体制（危機管理）
- ⑩ 利用者サービスの向上及び検証方法
- ⑪ 個人情報保護の体制
- ⑫ 見積価格額の提案
- ⑬ 独自事業の内容
- ⑭ 企画提案の熱意・表現力について

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催時間等の詳細は、後日改めて通知する。

- ① 実施日 令和6年3月1日（金）※詳細は、後日通知します。
- ② 実施場所 富里市役所内会議室
- ③ 出席者 3名以内（当該業務の担当予定者を含む）
- ④ 実施方法 プレゼンテーションの順番は、事務局にて決定し、提案者からの説明（20分程度）、質疑応答（10分程度）を実施する。
プレゼンテーションの方法は問わないが、パワーポイント等を使用する場合は、事業者がパソコン（電源コード、接続ケーブル類）を持参すること。プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。当日の追加資料の配布は、原則認めない。
- ⑤ その他 プレゼンテーションは、辞退者がある場合には順次繰り上げて実施する。なお、各ヒアリング実施時間の10分前には必ず指定の場所（後日通知）に待機していること。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、決定後、速やかに文書で通知する。なお、選定結果に対する、選定の理由、結果に対する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

本市は、委託業者として決定された事業者と本業務に係る契約交渉等を進める。

なお、契約金額については、提案内容に基づき業務内容を再度精査し、委託業者から改めて見積書を徴収し、業務予算額の範囲内で決定する。

10 失格要件等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 審査の公平性を害する不誠実な行為があった場合
- (6) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に該当する事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。また、提案報酬等についても支払わない。
- (2) 提案者が1事業者であってもプロポーザルは成立し、その場合には、その事業者のみ審査した上で、本業務の事業者として適当と認めた場合は、委託業者を選定する。
- (3) 選定された委託業者と協議を行い、その結果必要により、仕様書の修正、追加等を行う場合がある。

12 所管課（問合せ先）

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1

富里市健康福祉部子育て支援課幼保連携班 担当：黒畑

TEL:0476-93-1174 Fax:0476-93-2422

E-mail:kosodate@city.tomisato.lg.jp